定款変更届出の流れ

①事務所所在地の変更 ②役員定数 ③資産に関する事項 ④会計に関する事項 ⑤事業年度 ⑥解散に関する事項 ⑦公告に関する事項 を変更する場合

総会

それぞれの法人の定款で議決の割合が決められています。通常は社員総数の2分の1以上の出席が必要で、その出席した正会員の4分の3以上の議決が必要です。



1 住所変更以外の場合



沖縄県 (所轄庁)



沖縄県(所轄庁)への提出書類

- 1. 定款変更届出書(1部)
- 2. 総会議事録の写し(1部)
- 3. 変更後の定款(2部)

2 住所変更の場合



法務局



※**登記事項を変更後、**沖縄県 へ変更届け出をします。



沖縄県



沖縄県(所轄庁)への提出書類

- 1. 定款変更届出書(1部)
- 2. 総会議事録の写し(1部)
- 3. 登記事項証明書(1部)
- 4. 登記事項証明書の写し(1部)
- 5. 変更後の定款(2部)